

令和元年 8 月 8 日

普通預金口座を新規開設されるお客さまへ

山梨信用金庫

口座の不正利用防止のための「未利用口座管理手数料・解約の定め」の導入について

当金庫では、残高が少なく長期間利用されていない普通預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、令和元年 10 月 1 日（火）以降に新規開設いただく普通預金口座につきまして、下記のとおり、「未利用口座管理手数料」および残高が同手数料に満たなくなった場合に解約させていただき定めを導入させていただきます。

対象の口座のお客さまにお取引状況をお知らせした上で、約 3 か月経過後に、年間 1,200 円（消費税別）の手数料をいただき、残高が同手数料に満たなくなった場合には普通預金口座を解約させていただきものです。

当金庫におきましては、ご利用のない口座について、ご利用の再開をお勧めし、今後ご利用の予定のない口座について、口座の不正利用防止の観点からご解約をお勧めするとともに、ご利用のない口座について管理に要する最低限のコストをご負担いただくことによりまして、当金庫を常日頃からご利用いただいているお客さまへサービスの維持向上に一層努めますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 未利用口座管理手数料および解約の定め

適用	令和元年 10 月 1 日以降の新規開設普通預金口座 * 盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。 * 法人、個人、団体が対象となります。
対象となる口座 (未利用口座)	最後のお預入れ（当該普通預金の利息入金を除く）または払戻し（本件手数料の引落しを除く）から 2 年以上、預入れまたは払戻しがない普通預金口座（総合口座を含み、無利息型普通預金（決済性預金）を除く）ただし、次の場合を除きます。 イ. 当該口座の残高が 10,000 円以上である場合 ロ. お借入がある場合 ハ. 定期預金、定期積金、国債、保険など預かり金融資産がある場合（将来的に受取口座になる紐付き商品がある場合） ニ. 口座振替依頼が付与されている口座の場合（振替実績がない場合を含みます）
手数料	・ 口座が上記の対象となる口座となった場合、事前に文書にて届出の住所に通知いたします。 ・ 事前通知後、一定期間（約 3 か月）経過後もお取引がない場合に、年間 1,200 円（別途消費税）を当該口座から引き落としいたします。
自動解約	・ 口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高を以て未利用口座管理手数料の一部とし、同口座を解約いたします。 ・ 口座残高以上の負担および自動解約した後の手続きはございません。

## 2. 普通預金規定等の改正

未利用口座管理手数料および解約の定めの新設に関しまして、普通預金規定および定期性総合口座取引規定を改正いたします。本規定の適用は、改正後の令和元年10月1日以降に新規に普通預金口座（定期性総合口座取引を含みます。）を開設されたお客さまからとなります。

なお、令和元年9月30日現在で、既に開設されている普通預金口座は本手数料・解約の定めの対象とはなりません。

また、無利息型普通預金は対象外ですので、令和元年10月1日以降に開設された無利息型普通預金口座および無利息型定期性総合口座取引にも適用されません。

### (1) 普通預金規定

（下記条文を追加。未利用口座管理手数料および解約の規定は下線部分）

<p>○.（手数料の取扱いについて）</p> <p>(1) <u>未利用口座管理手数料</u></p> <p>① <u>未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</u></p> <p>② <u>この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。</u></p> <p>③ <u>この預金が未利用口座となりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。</u></p> <p>④ <u>一旦引落としになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。</u></p> <p>附則 <u>前記 14. (1)の規定については、2019年10月1日以降に開設された口座に適用されるものとします。その他の規定については、口座開設日にかかわらず、すべての口座に適用されるものとします。</u></p>
--

### (2) 定期性総合口座取引規定

（解約等の条文に下線の項を追加）

<p>○（解約等）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>普通預金規定にもとづき普通預金取引が停止または解約された場合は、当金庫は貸越を中止するものとします。</u></p>
---

## 3. 改正後の規定

別途ご案内しました「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定改定と併せ、改正後の規定は別添のとおりとなります。

- ・ 普通預金規定
- ・ 定期性総合口座取引規定

以上